

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主はシステム開発会社の社長さんでした。ご相談の内容は「うちの社員が当社の勤務が終わった後に、自宅近くのコ

いよね！」とのご相談でした。

業務上の服務規律や業務命令に違反し、社内秩序を乱した労働者に対し、使用者が制裁として行う処分を懲戒処分とい

います。懲戒處

分の種類はその

行為の程度に応

じて、けん責・

戒告、減給、出

勤停止、懲戒解

雇などがありま

すが、労働者に

多大な不利益を

与えることにな

る為、労働者の

非違行為が懲戒

事由に該当する

事が認められる

事が認められても、

民事上直ちに処

罰等が認められても、

て先例を踏まえて同一程度の処分にすること（平等扱いの原則）、③懲戒処分は規律違反の種類・程度その他の事情に照らして適切に考慮し、重すぎない量刑で処分しないこと（相当性の原則）、④就業規則等で懲戒委員会の討議を経ることや、労働時間外における私生活や職業選択の自由という、禁止規定は、労働者の労働時間外における私生活や職業選択の自由という、

序に影響せず、かつ会社に対する労務の提供に格別の支障を来さない程度・態様の就業は、重すぎる量刑であり相当性が認められます。また二重就職の禁止規定は、労働者の労働時間外における私生活や職業選択の自由という、

基本的な自由を制約することになることを考慮した上で、適用の範囲を制限し許可制としていくこと

や、処分する場合も

その程度を考慮すべ

きともしています。

一方、会社の中で部長等の重要な立場に

ある者が、競業他

社での長期・長時間

の兼業を行つた場合につ

いては、顧客の競合によ

る会社の利益滅失、企業

秘密の漏えい、本来の勤

務への支障度等を勘案し

て、解雇を有効とした判

決もあり、職場秩序や労務提供の影響度などによりその判断は分かれています。

従つて今回の事案では、

「二重就職の禁止」を懲

戒解雇処分として規定し

ていますが、判例等から

アルバイトとしての労働時間や勤務日数が比較的

少なく、該当労働者の現状の職務遂行が勤務成績も比較的良好である為、懲戒解雇は処分が重く、

万が一、民事上で争った場合は、懲戒権の濫用と判断される可能性が高く、

今回けん責処分（始末書を取り将来を戒める）程度が相当である旨を説明しました。

その上で現行の就業規則を見直し、①会社の許可なく二重就職をしないこと、②許可なく二重就職をした場合はその内容に応じて軽微な場合はけん責処分、業務に影響がない場合、降格や出勤停止等の処分、さらに競業他社との二重就職の場合は懲戒解雇等、段階を踏んだ処分内容に変更して頂くよう併せてご指導しました。

名北の企業の労働110番です



船岡社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員
社会保険労務士 船岡和彦

懲戒処分の実施上の留意点

ンビニで1日2時間、週2日程度アルバイトをしていることが発覚した。就業規則には『会社の許可なく二重就職をした場合は懲戒解雇とする』と規定しているので处分しようと思うのだが問題な